

新型コロナウイルスに対するワクチン接種に関する情報について（ニューヨーク州、3月29日）

ニューヨーク州では、新型コロナウイルスの接種対象者の年齢が30日より30歳以上に、4月6日からは16歳以上に引き下げられます。

1（1）29日、ニューヨーク州は、30日（火）午前8時より新型コロナウイルスに対するワクチンの接種対象者の年齢を30歳以上に引き下げました。また、4月6日（火）からは、接種対象者の年齢を16歳以上に引き下げると発表しています。

詳細については下記のサイトをご参照ください。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-new-yorkers-30-years-age-and-older-will-be-eligible-receive-covid-19>

（2）ニューヨーク州では、今回の措置により、バイデン大統領が示していた5月1日の期限よりも早く全接種対象者が接種可能となるとのことです。

2 ワクチン接種の情報

ワクチン接種に関する情報は以下のサイト又は「Am I Eligible?」のアプリを通じて入手できます。また、接種は予約制となっています。

<https://covid19vaccine.health.ny.gov/what-you-need-know>

アプリ：Am I Eligible?

<https://am-i-eligible.covid19vaccine.health.ny.gov/>

なお、電話での予約を希望する場合は以下の番号で予約を受け付けています。

New York State COVID-19 Vaccination Hotline : 1-833-NYS-4-VAX (1-833-697-4829)

3 ニューヨーク市について

・NY市におけるワクチン接種については以下のサイトを参照して下さい。

<https://www1.nyc.gov/site/doh/covid/covid-19-vaccines.page>

・NY市内のワクチン接種場所については、「ワクチン・ファインダー」のサイトで住所又はZIPコードを入力すれば最寄りの接種場所が表示されます。

<https://vaccinefinder.nyc.gov/>

4 留意事項

・在留邦人の皆様におかれては、必要に応じて医療機関などにご相談の上、各自の責任でワクチン接種について御判断頂くようお願いいたします。

・ワクチンの有効性が100%ではないこと、ワクチン抗体の有効期限は不明であること等から、ワクチン接種後も引き続き、マスク着用、手洗い、ソーシャル・ディスタンス維持等が推奨されています。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスまたは「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#)、18th Floor、New York、NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国(州)へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>